

燕市介護保険条例の一部改正について

燕市介護保険条例（平成18年燕市条例第129号）の一部を次のように改正するものとする。

平成31年3月1日提出

燕市長 鈴木 力

記

燕市介護保険条例の一部を改正する条例

燕市介護保険条例(平成18年燕市条例第129号)の一部を次のように改正する。

第6条第5項中「から平成32年度までの各年度」を削り、同条に次の1項を加える。

6 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額に係る平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 28,400円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 47,300円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 54,800円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の燕市介護保険条例第6条の規定は、平成31年度以降の年度分の保険料について適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。